

	質 疑 事 項	回 答
1	ステッカーを貼る事で責任問題は発生するのか？	<p>判定についての責任は基本的に判定実施主体の地方自治体にあり、個人の責任まで問われるものではありません。</p> <p>しかし、応急危険度判定は地震の二次災害防止のため、応急的に建物の安全性をチェックするものであり、その性格上できるだけ正確に行ってください。</p>
2	所有者への説明について、表示するステッカーは、いつまで表示するのか？と聞かれた場合の対応は、どうすればよいか？誰がはがすのか？	<p>判定ステッカーは、応急危険度判定の結果を建築物の所有者や使用者、または付近を通行する人などの第三者に知らしめるため、原則として建築物の出入り口などの認識しやすい場所に貼付します。</p> <p>貼付しておく期間は、基本的には余震がおさまるまでと考えられます。</p> <p>なお、制度上、貼付を強制することはできませんので、所有者等がはがすのはやむを得ないものと考えます。</p>
3	調査表（記入例）集計欄において、“し”（し点）の表記の意味がわからなかった。	<p>該当する内容がない場合等には、チェックマーク（例V）を記入してください。（マニュアルP15,36,60）</p>
4	調査回数が2回目以上の場合、何を確認すればわかるのか？	<p>判定ステッカーに記載されている、判定日時により判断してください。</p>
5	鉄骨鉄筋コンクリート建築物の10階程度の建築物の適用範囲について「慎重に」ではなく具体的な基準を設けられないのでしょうか。	<p>判定マニュアルP59に記載のとおり、10階程度以上、また30m以上の建築物については、応急危険度判定手法の開発においては検討範囲外であったので（元々は6階程度までを想定して開発を行い、現在の建物状況を考慮して10階程度まで拡張した経緯がある）、判定マニュアルの適用範囲外となっています。</p> <p>判定実施本部が被災状況や地域特性により実施方針を定めるため、前もって高層建築物に関する具体的な基準は設けません。</p>

	質 疑 事 項	回 答
6	<p>液状化による建物の傾きについて、調査表の項目中で、どの項目で調査するのでしょうか。</p> <p>調査項目2-②不同沈下のところで見るのであれば、S造の場合は、1/100超でCランクとなり、木造の場合は明確な数値基準がないため、同じ傾きでもCランクとはならないこととなります。現状、S造の方が厳しくなってしまいますが、判定上の問題はありませんかでしょうか。</p> <p>千葉県ホームページに掲載されている平成27年度講習会の質疑回答No.8に「東日本大震災においては、判定実施本部にて独自にいくつかの判定基準を追加して、液状化被害を受けた建物についても判定を行いました。」との回答がありますが、判定基準の内容を教えてくださいませんか。</p>	<p>判定マニュアルは、液状化被害などに対応したものでありません。このため、東日本大震災においては、判定実施本部が独自にいくつかの判定基準を追加して、液状化被害を受けた建物についても判定を行いました。</p> <p>実際の判定の際は、被災状況や地域特性により判定実施本部が実施方針を定めますので、判定実施本部の担当者の指示により調査を行ってください。</p> <p>なお、東日本大震災における独自の判定基準については、全国被災建築物応急危険度判定協議会（事務局：一般財団法人日本建築防災協会）のホームページ「被災建築物応急危険度判定OQ通信」の「解説コーナー」に掲載されております。</p> <p>・OQ通信第14号(H23.12.14日発行) http://www.kenchiku-bosai.or.jp/files/2013/11/oq_news14.pdf</p>
7	<p>調査中に人命救助が必要になった場合は？</p>	<p>状況に応じて消防署などに通報してください。また、判定実施本部にも連絡し、指示に従ってください。</p>
8	<p>これまで判定士が判定中に事故等にあったことはあるのか？</p>	<p>民間判定士が判定活動中に事故にあった場合は、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」が適用になりますが、全国被災建築物応急危険度判定協議会（事務局 一般財団法人日本建築防災協会）に問合せたところ、これまで保険金を請求されたことはないとのことでした。</p>